

1、 労働時間

水、要求事項

業を改善す。

（注）労働時間については一月二十四日博覧会の要求を承り直ぐに労働
本事業の労働賃金制市の失業救済事業の資金支出に計上する

八、 労働賃金の取組

九、 労働費の取組 全 一月二十六日

六、 労働費の取組 昭和三十八年一月二十四日

五、 労働費の取組 全 員

四、 労働費の取組 正二名

三、 労働費の取組 昭和三十八年（失業救済事業）

二、 労働費の取組 昭和三十八年（失業救済事業）

一、 労働費の取組 昭和三十八年

昭和三十八年（失業救済事業）

昭和三十八年（失業救済事業）

昭和三十八年（失業救済事業）

午前七時より午後五時迄とし休憩時間午前午後各々十五
分間宛中食時一時間とす。

2、 労働賃金

市直営と同一に値上すること

3、 事故其他

イ、 事故のため中途退業する場合は相当時間割賃金を支拂

ふこと

ロ、 労働者に對し無意義に壓制を加へざること

ハ、 現在の其日請負制度（トロ押のヤリ切り制度）を撤廢
すること

十、 争議の経過

全従業員は一月二十四日午前六時過ぎ門司市大里戸上神社に
集合、前記要求書に調印の上、代表者六名は門司市職業紹介
所長の手を経て縣當局並に請負業者に交渉方を依頼す、越え